

第4回山口市中心市街地活性化協議会(要約)

1. 日 時 平成18年12月8日(金) 19:15～21:00
2. 場 所 山口商工会議所 5階コミュニティホール
3. 出席者 構成員14名、オブザーバー3名、その他2名、事務局3名 以上22名
4. 内 容

本協議会が出席者14名、委任状出席6名で定足数を充足していることの確認が行われた後、規約第11条第2項により、中野会長が議長となり議事に移った。

【報告事項】

(1) 活性化本部との協議会の状況について

山口市中心市街地活性化推進室より、2回目の活性化本部との協議内容について説明。本部での協議の中で、基本計画策定にあたっては、事業者、市民、関係者の意見を十分に聞く必要性について指摘があった。今後は、基本計画の進行管理が重要であるので協議会が重要になる。本部での協議内容の要点は、行政機能が重要である。基本計画を申請するにあたっては、都市計画審議会にかけてから申請する必要がある。ばるるプラザの位置付けが重要であるので、なんらかの連携ができないか等。

(2) 各事業計画について

山口市中心市街地活性化推進室より事前に配布した資料に基づいて説明。前回の事業計画(案)と異なっている部分は、これまでも取り組んできているソフト事業の記載を追加している。旧山銀跡地については、現段階では、山口市で整備するという事で市営住宅整備事業をあげている。バリアフリー対応事業も市の事業である。記載箇所の変更で、各省庁との協議が進んでいない事業については支援がないその他の事業の欄に記載して将来的に事業が煮詰まった段階で、変更申請する。どうもんビル再生事業と起業サポートセンター事業については、記載内容を若干変更している。米屋町商店街北地区整備事業については、計画期間の5年間の内、後半での事業化を目指しているので、平成22年度の実現に向けてのプロセスを記述することになる。

【協議事項】

(1) 山口市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書(案)について

事務局より資料に基づき意見書(案)の作成経過について説明した後、意見書(案)の原文を全文朗読して意見を求めた。以下意見書(案)に対する委員意見の要約である。

ソフト事業に関連して前回の協議会で委員から市民団体も協力して行いたいとの発言もあったので、具体的な連携をしていきたい。

街なかを住みにくくしているのは空家である。住んでもらうための誘導策が必要。道路沿いの空家の場合は良いが、入り口から入った場所の空家は道路が狭いので改築が困難になっている。

中心市街地のエリア外の整備も必要。隣接している地域にある町屋の整備も必要である。県道204号線で分断された大内文化ゾーンと中心市街地とを融合させるためにはハード

事業が必要である。隣接した地域には、文化施設、行政機能もあるので意見書(案)に行政機能を加えたらどうか。

ハード整備では、交差点の整備が2箇所必要である。市民会館前の交差点と早間田交差点であるが、地下道を無くすることも入れる必要があるのではないか。山口駅前のはるるプラザの問題もあるが、山口駅と新山口駅間の山口線の利便性の増進をできるなら入れて欲しい。

相良小路、天神小路等中心市街地内にも狭隘道路がある。これらの道路の拡幅が必要である。

中心市街地の商業ゾーンと歴史ゾーンは目的が違う、商業ゾーンは商売であり、歴史ゾーンは観光が目的である。目的が違うと足を向けることは難しい。大内文化との関連があればつなぐことができるのではないか。大内ゾーンと中心市街地がくっついていないような感じを抱いている。

意見書(案)の文中で、商店街が公共空間であることには賛成であるが、「レベルとペースが異なる」という表現は誤解を招くと思うので、「様々な人が」という風に表現を変えた方が良い。

狭隘道路の件については、特区申請して現状の法律でも可能な状況にすることも考えられるのではないか。市の方で検討してもらいたい。

(2)その他について

今後の山口市のスケジュールであるが、パブリックコメントにかけ、終了後に本部との協議をし、協議が終わった段階で山口市中心市街地活性化基本計画(確定版)で2月中旬までには本協議会に提出したい。

はるるプラザの落札業者にも協議会に入ってもらうことはできないか。